



長野県報

10月20日(木)
令和4年
(2022年)
第349号

目次

条 例

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(人事課)	3
個人情報保護に関する法律施行条例(情報公開・法務課)	23

規 則

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	26
--------------------------------------------	----

告 示

令和4年10月12日成立した令和4年度補正予算の要領(財政課)	29
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)	29
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	30
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	31

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札(DX推進課デジタルインフラ整備室)	31
漁業法に基づく遊漁規則の変更の認可(園芸畜産課)	33
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	36
地方自治法に基づく住民監査請求の監査結果の公表(監査委員事務局)	37
特定調達契約に係る一般競争入札(生活排水課)	43

本号で公布された条例のあらまし

◇ 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（条例第37号）

1 国家公務員に準じて、次のとおり職員の定年の引上げ等に関して必要な事項を定めるほか、所要の改正を行いました。

(1) 定年の段階的引上げ

令和5年から令和13年にかけて、職員の定年を60歳から65歳まで（医療業務に従事する医師・歯科医師については65歳から70歳まで）段階的に引き上げました。

(2) 役職定年制の導入

管理監督職の職員を、原則として、60歳に達した日以後、最初の4月1日に管理監督職以外の職に降任等させる「役職定年制」を導入しました。

(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳を超えて退職した職員を、引上げ後の定年退職日までの間、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる「定年前再任用短時間勤務制」を導入しました。

(4) 60歳を超える職員の給料水準

60歳を超える職員の給料月額は、60歳時の7割水準としました。

(5) 職員の退職手当について

60歳を超えて退職した職員の退職手当は、引上げ後の定年退職日の前に退職を選択した職員が不利とならないよう、「定年」を理由とする退職と同様に算定することとしました。

2 この条例は、令和5年4月1日（一部の規定は、公布の日）から施行し、一部の規定は、令和4年7月1日から適用します。

◇ 個人情報の保護に関する法律施行条例（条例第38号）

1 個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の取扱いに係る法律の規定が地方公共団体に適用されることに伴い、法律の施行に必要な事項について次のとおり定めました。

(1) 条例への委任事項

行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料額

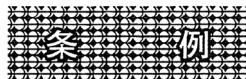
(2) 現行の個人情報保護の水準を維持するための事項

ア 個人情報の本人数1,000人未満の個人情報ファイル簿の作成・公表

イ 保有個人情報開示請求の開示決定等の期限の短縮（15日（法は30日））

ウ 長野県個人情報保護審査会の設置

2 この条例は、令和5年4月1日から施行します。



一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布します。

令和4年10月20日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第37号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」を「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条の4の見出しを「(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項を同条とする。

第19条第1項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号及び同条第2項中「その者」を「当該職員」に改める。

第28条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第33条中「及び附則第5項第3号」を削る。

第34条第1項中「及び附則第8項」を削り、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第35条中「、次条及び附則第5項第4号」を「及び次条」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第36条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第45条の2第4項中「第3章、」を「第7条から第8条の2まで、第3章、」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第5項から第8項までを削り、附則第9項第3号中「附則第11項第1号」を「附則第7項第1号」に、「附則第11項第2号」を「同項第2号」に改め、同項を附則第5項とし、附則第10項から第14項までを4項ずつ繰り上げ、附則第15項中「附則第18項」を「附則第14項」に、「含み、附則第5項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項第1号に定める額に相当する額を減ぜられた給料月額(同条例附則第9項の規定による給料を含む。)をいう」を「含む」に、「附則第17項」を「附則第13項」に改め、「附則第5項並びに」を削り、同項を附則第11項とし、附則第16項から第19項までを4項ずつ繰り上げ、附則第20項中「及び」を「及び一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年長野県条例第 号)第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例第8条の4第1項に規定する」に改め、同項を附則第16項とし、附則第21項から第24項までを4項ずつ繰り上げ、附則に次の見出し及び9項を加える。

(60歳を超える職員の給料月額の特例)

21 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例第12条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(昭和59年長野県条例第1号)第7条ただし書に規定する職員にあつては、同条ただし書に規定する人事委員会が定める年齢)に達した日後における最初の4月1日(附則第23項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条の2第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条並びに第8条第2項及び第3項の規定により当該職員が受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

22 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 職員の定年等に関する条例第6条第2項各号に掲げる職を占める職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条第1項各号に掲げる職を占める職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

23 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第25項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第21項の規定

により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

24 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条の2第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条の2第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

25 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第21項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第23項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第23項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第21項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 当分の間、附則第21項の規定の適用を受ける職員のうち、第17条の10第1項第2号から第4号までの規定により初任給調整手当を支給される職員に対する第17条の12第1項の規定の適用については、同項中「別表第5に掲げる額」とあるのは、「別表第5に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

28 附則第23項、第25項又は第26項の規定による給料を支給される職員に対する第34条第4項（第36条第3項において準用する場合を含む。）及び第40条の3の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第23項、第25項又は第26項の規定による給料の額との合計額」とする。

29 附則第21項から前項までに定めるもののほか、附則第21項の規定による給料月額、附則第23項の規定による給料その他附則第21項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		191,700	219,800	260,700	280,500	295,900	321,800	364,400	398,300	450,500
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		191,700	219,800	260,700	280,500	295,900	321,800	364,400	398,300	450,500

に改める。

別表第2中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		222,100	264,200	289,600	332,900	392,600
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		222,100	264,200	289,600	332,900	392,600

に改める。

別表第3のA中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員		302,500	345,900	401,400	476,000
-------	--	---------	---------	---------	---------

を

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 302,500	円 345,900	円 401,400	円 476,000

に改め、同表のイ中「再任用職員以外」を「定年前再任用

短時間勤務職員以外」に、

再任用 職員	192,700	219,900	248,700	262,400	288,100	329,700	372,800
-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 192,700	円 219,900	円 248,700	円 262,400	円 288,100	円 329,700	円 372,800

に改め、同表のウ中「再

任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用 職員	240,100	260,900	268,200	278,600	295,300	333,200
-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 240,100	円 260,900	円 268,200	円 278,600	円 295,300	円 333,200

に改める。

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒に関する条例(昭和27年長野県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額⁵分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限に関する条例(昭和27年長野県条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

3 当分の間、次に掲げる措置については、法第27条第2項に規定する降給とみなす。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)附則第21項の措置
- (2) 長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)附則第18項の措置
- (3) 長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)附則第30項の措置

4 前項の降給の処分は、同項各号に掲げる措置の適用により給料月額が異動することとなつた旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第7項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(長野県職員退職手当条例の一部改正)

第5条 長野県職員退職手当条例(昭和28年長野県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。次項において同じ。)」を削り、同条第2項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第2条の4中「第5条の3」を「第5条の3の2」に改める。

第5条の2第1項中「した者」の次に「(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の3の2及び附則第15項において「特定任命」という。)により職員となつた後に退職し、又は死亡した者を除く。)」を加え、「の各号」を削る。

第5条の3中「15年」を「20年」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特定任命により職員となつた後に退職した者等に関する準用規定)

第5条の3の2 第5条の2(前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職し、又は死亡した者について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第1項中「退職し、又は死亡した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の3の2及び附則第15項において「特定任命」という。)により職員となつた後に退職し、又は死亡した者を除く。)」とあるのは「特定任命(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命をいう。)により職員となつた後に退職し、又は死亡した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第5条の2第1項に規定する俸給月額の減額改定をいう。)」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。)」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同項並びに前条の表の第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号のイの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第6条の2中「第5条の2第1項」の次に「(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を、「同項第2号のイ」の次に「(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第1号中「に60」を「(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。)。次号において同じ。))に60」に改める。

第6条の3の表の第6条の2の項中 「第5条の2第1項の」 を 「第5条の2第1項(」 に、「第5条の2第1項の」を「第5条の2第1項(」に、「同条」を「第5条の3」に改め、同表の第6条の2第1号の項中

「特定減額前給料月額」を 「特定減額前俸給月額(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。)。次号において同じ。)」 に、「及び」を「(第5条の3の2において読み替えて準

用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。)。以下この号及び次号において同じ。))及び」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第3項において」に、「額(以下)」を「額(以下この項及び第5項において)」に改める。

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第10条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「した期間内」を「した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他人事委員会が定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会が定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第13条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「この条において同じ」を「同じ」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第2項中「。以下「旧条例」という。」を削り、附則第3項から第18項までを削り、附則第19項中「で旧専売公社又は旧電信電話公社」を「で日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社(以

下この項及び次項において「旧専売公社」という。)又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下この項及び次項において「旧電信電話公社」という。))に改め、同項を附則第3項とし、附則第20項中「国家公務員等退職手当法」の次に「(昭和28年法律第182号)」を加え、同項を附則第4項とし、附則第21項中「で旧日本国有鉄道」を「で日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。))」に改め、同項を附則第5項とし、附則第22項を附則第6項とし、附則第23項中「条例第29号」を「長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和48年長野県条例第29号。次項及び附則第9項において「条例第29号」という。))」に、「第5条の3」を「第5条の3の2まで及び附則第18項から第25項」に、「附則第23項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第7項とし、附則第24項中「第5条の2」の次に「(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。))及び附則第21項」を加え、同項を附則第8項とし、附則第25項中「第5条」を「第5条又は附則第19項」に、「附則第23項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第26項を附則第10項とし、附則第27項中「附則第25条」を「附則第13条」に改め、同項を附則第11項とし、附則第28項を附則第12項とし、附則第29項中「第63条第2項」を「第50条の10第2項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第30項及び第31項を削り、附則第32項を附則第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 特定任命により職員となつた後に退職し、又は死亡した者の基礎在職期間中に俸給月額額の減額改定(第5条の3の2の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する俸給月額額の減額改定をいう。)によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

附則第33項を附則第16項とし、附則第34項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第17項とし、附則に次の8項を加える。

18 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第18項」とする。

19 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第19項」とする。

20 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

- (1) 職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員
- (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として人事委員会が定める職員

21 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)附則第21項、長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)附則第18項又は長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)附則第30項の規定による職員の給料月額額の改定は、給料月額額の減額改定に該当しないものとする。

22 当分の間、第4条第1項第3号並びに第5条第1項第3号及び第6号に掲げる者に対する第5条の3、第5条の3の2及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年から」とあるのは「定年(附則第20項各号に掲げる職員以外の職員にあつては60歳とし、同項各号に掲げる職員にあつては65歳)から」と、同条の表の第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表の第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「定年」とあるのは、「定年(附則第20項各号に掲げる職員以外の職員にあつては60歳とし、同項各号に掲げる職員にあつては65歳)」とする。

23 当分の間、第4条第1項第3号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者に対する第5条の3及び第5条の3の2の規定の適用並びに第8条の2の規定の適用については、第5条の3及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3中「退職又は死亡の日において定められているその者に係る定年から」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年から」とあるのはそれぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	右欄
附則第20項各号に掲げる職員以外の職員	60歳から
附則第20項各号に掲げる職員	65歳から

24 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて前項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表の第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表の第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3」とあるのは、「附則第23項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められてい

るその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

25 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第23項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3、第5条の3の2及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表の第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表の第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(長野県学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務学校職員」を「(以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第11条の3の見出しを「(定年前再任用短時間勤務学校職員の給料月額)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を「当該定年前再任用短時間勤務学校職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務学校職員の属する職務の級に応じた額」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同項を同条とする。

第27条の5第2項中「、その者」を「、当該教育職員」に、「その者の受ける号俸(再任用学校職員にあつては、職務の級)」を「当該教育職員の受ける号俸」に、「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「その額」を「職務の級に対応する同表に掲げる額」に、「その者の勤務時間」を「当該定年前再任用短時間勤務学校職員の勤務時間」に、「額」を「額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額」に改める。

第27条の6第1項中「以下次項」を「次項」に、「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第27条の7第1項中「、その者」を「、当該教育職員」に、「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「その者の」を「当該定年前再任用短時間勤務学校職員の」に改める。

第27条の8の見出し中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同条中「第19条」を「第8条、第11条、第11条の2、第19条」に、「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

附則第6項から第9項までを削り、附則第10項を附則第6項とし、附則第11項を附則第7項とし、附則第12項中「含み、附則第6項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項第1号に定める額に相当する額を減ぜられた給料月額(同条例附則第9項の規定による給料を含む。)をいう」を「含む」に改め、「並びに附則第6項」を削り、同項を附則第8項とし、附則第13項を附則第9項とし、附則第14項を附則第10項とし、附則第15項中「及び」を「及び一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年長野県条例第37号)第6条の規定による改正前の長野県学校職員の給与に関する条例第11条の3第1項に規定する」に改め、同項を附則第11項とし、附則第16項を附則第12項とし、附則第17項を附則第13項とし、附則第18項中「附則第20項第2号」を「附則第16項第2号」に改め、同項を附則第14項とし、附則第19項から第21項までを4項ずつ繰り上げ、附則に次の見出し及び9項を加える。

(60歳を超える学校職員の給料月額の特例)

18 当分の間、学校職員の給料月額は、当該学校職員が60歳(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例第12条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(昭和59年長野県条例第1号)第7条ただし書に規定する職員にあつては、同条ただし書に規定する人事委員会が定める年齢)に達した日以後における最初の4月1日(附則第20項において「特定日」という。)以後、当該学校職員に適用される給料表の給料月額のうち、第7条第3項の規定により当該学校職員の属する職務の級並びに第8条並びに第11条第2項及び第3項の規定により当該学校職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

19 前項の規定は、次に掲げる学校職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される学校職員その他の法律により任期を定めて任用される学校職員及び非常勤の学校職員
- (2) 職員の定年等に関する条例第6条第2項各号に掲げる職を占める学校職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条第1項各号に掲げる職を占める学校職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している学校職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた学校職員を除く。)

20 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた学校職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第22項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員のうち、特定日に附則第18項の規定により当該学校職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該学校職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100

円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる学校職員(人事委員会が定める学校職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該学校職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 21 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が第7条第3項の規定により当該学校職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第7条第3項の規定により当該学校職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該学校職員の受ける給料月額」とする。
- 22 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員(附則第18項の規定の適用を受ける学校職員に限り、附則第20項に規定する学校職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、人事委員会が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 23 附則第20項又は前項の規定による給料を支給される学校職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける学校職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、人事委員会が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 24 当分の間、附則第18項の規定の適用を受ける学校職員のうち、第19条第1項第2号の規定により初任給調整手当を支給される学校職員に対する第21条第1項の規定の適用については、同項中「別表第7に掲げる額」とあるのは、「別表第7に掲げる額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)」とする。
- 25 当分の間、附則第18項の規定の適用を受ける教育職員のうち、第27条の5第1項の規定により義務教育等教員特別手当を支給される教育職員に対する同条第2項の規定の適用については、同項中「別表第8に掲げる額」とあるのは「別表第8に掲げる額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)」とする。
- 26 附則第18項から前項までに定めるもののほか、附則第18項の規定による給料月額、附則第20項の規定による給料その他附則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1中「再任用学校職員以外」を「定年前再任用短時間勤務学校職員以外」に、

再任用 学校職員		240,600	288,800	300,100	322,500	408,300	を
-------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---

定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	に改める。
	円	円	円	円	円	
	240,600	288,800	300,100	322,500	408,300	

別表第2中「再任用学校職員以外」を「定年前再任用短時間勤務学校職員以外」に、

再任用 学校職員		239,000	280,200	338,200	424,100	を
-------------	--	---------	---------	---------	---------	---

定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	に改める。
	円	円	円	円	
	239,000	280,200	338,200	424,100	

別表第3中「再任用学校職員以外」を「定年前再任用短時間勤務学校職員以外」に、

再任用 学校職員		230,000	276,900	331,300	413,900	を
-------------	--	---------	---------	---------	---------	---

定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円
	230,000	276,900	331,300	413,900

に改める。

別表第4中「再任用学校職員以外」を「定年前再任用短時間勤務学校職員以外」に、

再任用 学校職 員	192,700	219,900	248,700	262,400	288,100
-----------------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円
	192,700	219,900	248,700	262,400	288,100

に改める。

別表第5中「再任用学校職員以外」を「定年前再任用短時間勤務学校職員以外」に、

再任用 学校職 員	191,700	219,800	260,700	280,500	295,900	321,800
-----------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前 再任用 短時間 勤務学 校職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円	円
	191,700	219,800	260,700	280,500	295,900	321,800

に改める。

別表第8中「再任用学校職員以外」を「定年前再任用短時間勤務学校職員以外」に、

再任用学校職員

を

定年前再任用短時間勤務学校職員 に改める。

(長野県警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(第8条の4第2項において「再任用短時間勤務」を(以下「定年前再任用短時間勤務」に改める。

第8条の4の見出し中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「再任用短時間勤務」を「定年前再任用短時間勤務」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を「当該定年前再任用短時間勤務の警察職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務の警察職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務の警察職員の属する職務の級に応じた額」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務の警察職員」に改め、同項を同条とする。

第28条の3第2項中「第15条」を「第7条から第8条の2まで及び第15条」に、「再任用」を「定年前再任用短時間勤務」に改める。

附則第15項から第18項までを削り、附則第19項の表中「附則第21項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第15項とし、附則第20項から第24項までを4項ずつ繰り上げ、附則第25項中「附則第28項」を「附則第24項」に、「含む、附則第15項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項第1号に定める額に相当する額を減ぜられた給料月額(同条例附則第9項の規定による給料を含む。)をいう」を「含む」に、「附則第27項」を「附則第23項」に改め、「附則第15項並びに」を削り、同項を附則第21項とし、附則第26項から第29項までを4項ずつ繰り上げ、附則第30項中「及び」を「及び一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年長野県条例第 号)第7条の規定による改正前の長野県警察職員の給与に関する条例第8条の4第1項に規定する」に改め、同項を附則第26項とし、附則第31項から第33項までを4項ずつ繰り上げ、附則に次の見出し及び10項を加える。

(60歳を超える警察職員の給料月額の特例)

30 当分の間、警察職員の給料月額は、当該警察職員が60歳(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例第12条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(昭和59年長野県条例第1号)第7条ただし書に規定する職員にあつては、同

条ただし書に規定する人事委員会が定める年齢)に達した日後における最初の4月1日(附則第32項及び第34項において「特定日」という。)以後、当該警察職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条の2第3項の規定により当該警察職員の属する職務の級並びに第7条並びに第8条第2項及び第3項の規定により当該警察職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

31 前項の規定は、次に掲げる警察職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される警察職員その他の法律により任期を定めて任用される警察職員及び非常勤の警察職員
- (2) 職員の定年等に関する条例第6条第2項各号に掲げる職を占める警察職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条第1項各号に掲げる職を占める警察職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している警察職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた警察職員を除く。)

32 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた警察職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第36項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける警察職員のうち、特定日に附則第30項の規定により当該警察職員の受ける給料月額(以下この項及び附則第34項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該警察職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる警察職員(人事委員会が定める警察職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第30項の規定により当該警察職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

33 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される警察職員の受ける給料月額との合計額が第6条の2第3項の規定により当該警察職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条の2第3項の規定により当該警察職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該警察職員の受ける給料月額」とする。

34 警察法第56条の4第1項の規定による任命により警察職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該警察職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条第1項第4号のイに規定する公安職俸給表(1)に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる警察職員(人事委員会が定める警察職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第30項の規定により当該警察職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

35 附則第33項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第33項中「前項」とあるのは「次項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

36 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける警察職員(附則第30項の規定の適用を受ける警察職員に限り、附則第32項に規定する警察職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される警察職員との権衡上必要があると認められる警察職員には、当分の間、当該警察職員の受ける給料月額のほか、人事委員会が定めるところにより、同項及び附則第33項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

37 附則第32項、第34項又は前項の規定による給料を支給される警察職員以外の附則第30項の規定の適用を受ける警察職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される警察職員との権衡上必要があると認められる警察職員には、当分の間、当該警察職員の受ける給料月額のほか、人事委員会が定めるところにより、前5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

38 当分の間、附則第30項の規定の適用を受ける警察職員のうち、第15条第1項の規定により初任給調整手当を支給される警察職員に対する第17条第1項各号の規定の適用については、同項第1号中「2,500円」とあるのは「1,800円」と、同項第2号中「2,000円」とあるのは「1,400円」と、同項第3号中「1,500円」とあるのは「1,100円」と、同項第4号中「1,000円」とあるのは「700円」と、同項第5号中「500円」とあるのは「400円」とする。

39 附則第30項から前項までに定めるもののほか、附則第30項の規定による給料月額、附則第32項の規定による給料その他附則第30項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務」に、

246,700	258,600	262,800	294,800	311,600	326,000	350,100	386,000	418,300
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
246,700	258,600	262,800	294,800	311,600	326,000	350,100	386,000	418,300

に改める。

別表第2中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務」に、

191,700	219,800	260,700	280,500	295,900	321,800	364,400	398,300
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
円	円	円	円	円	円	円	円
191,700	219,800	260,700	280,500	295,900	321,800	364,400	398,300

に改める。

別表第3中「再任用」を「定年前再任用短時間勤務」に、

222,100	264,200	289,600	332,900
---------	---------	---------	---------

を

基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
円	円	円	円
222,100	264,200	289,600	332,900

に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 次に掲げる条例の規定中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

- (1) 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和36年長野県条例第6号)第2条第1項
- (2) 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年長野県条例第1号)第3条第1号

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第9条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年長野県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第23条第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正)

第10条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和46年長野県条例第58号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第20項の適用を受ける義務教育諸学校等の教育職員等に関する経過措置)

- 3 給与条例附則第20項、第22項又は第23項の規定による給料を支給される義務教育諸学校等の教育職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第20項、第22項又は第23項の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

(長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和48年長野県条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第5条まで」を「第5条まで又は附則第18項若しくは第19項」に、「第5条の3」を「第5条の3の2まで及び附則第18項から第25項」に改める。

附則第6項中「第5条の2」の次に「(退職手当条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)及び附則第21項」を加える。

附則第7項中「第5条」の次に「又は附則第19項」を加える。

附則第9項並びに第14項各号列記以外の部分及び同項第1号中「第5条の3」を「第5条の3の2」に改める。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第12条 職員の定年等に関する条例(昭和59年長野県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「)第28条の2第1項」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項」に、「及び第28条の3」を「並びに第28条の7並びに警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第2項」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書中「65年」を「70年」に改める。

第4条第1項中「その職員」を「当該職員」に、「の各号のいずれかの」を「に掲げる」に、「職務に従事」を「定年退職日において従事している職務に従事」に、「引き続き」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「公務」を「生ずる欠員を容易に補充することができず公務」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「がその」を「が当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に、「の翌日」を「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「、第1項」を「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項」に、「第1項の事由が存しなく」を「第1項各号に掲げる事由がなく」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条第5項中「人事委員会規則で」を「人事委員会が」に改める。

第5条の次に次の10条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)第12条の2第1項、長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)第16条第1項、長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)第13条第1項又は企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年長野県条例第22号)第4条に規定する職

(2) 前号に掲げる職に準ずる職として人事委員会が定める職

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる職のうち、次に掲げる職は、同項の条例で定める職から除くものとする。

(1) 第3条ただし書に規定する職員が占める職

(2) 前号に掲げる職のほか、職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより法第28条の2第1項本文の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として人事委員会が定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職勤務上限年齢を年齢60年とすることが著しく不相当と認められる管理監督職として人事委員会が定める管理監督職を占める職員の管理監督職勤務上限年齢は、60年を超え64年を超えない範囲内で人事委員会が定める年齢とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官(以下「特定地方警務官」という。))に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命(以下「特定任命」という。)」と、同項第1号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)」とあるのは「特定任命」と、「降任等」とあるのは「特定任命を」と、同項第2号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「、特定任命」と読み替えるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことできない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会が定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。
- （異動期間の延長等に係る職員の同意）
- 第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。
- （延長した異動期間の期限の繰上げ）
- 第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。
- （異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）
- 第12条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。
- （定年前再任用短時間勤務職員の任用）
- 第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条第1項において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。
- 第14条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が加入する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。
- （補則）
- 第15条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
- 附則に次の見出し及び4項を加える。
- （定年に関する経過措置）
- 6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	右欄
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

7 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条ただし書の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	右欄
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

8 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年長野県条例第 号）第12条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員その他人事委員会が定める職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（第7条ただし書に規定する人事委員会が定める管理監督職を占める職員にあつては同条ただし書に規定する人事委員会が定める年齢。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

9 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第13条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第14条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第2条の3第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

第6条中「の各号」を削り、同条の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第13条第1項の表の第7条第1項の項及び第7条第2項及び第8条第2項の項中「その者」を「当該職員」に改め、同表の第8

条の4第1項の項を削り、同表の第19条第1項第2号の項中 「再任用短時間勤務職員」 を 「定年前再任用短時間勤務職員」

に改め、同表の第28条第4項の項を削り、同表の第28条第5項の項中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号）」に改め、同表の第32条ただし書の項中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例」に改め、同表第2項の表の第6条第1項の項を次のように改める。

第6条第1項	1号俸の	1号俸の額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該学校職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た
--------	------	------------------------------------------------------------------------------------

第13条第2項の表の第8条及び第11条第2項の項中「その者」を「当該学校職員」に改め、同表の第11条の3第1項の項を削り、同表の第27条の5第2項の項を次のように改める。

第27条の5第2項	(定年前再任用短時間勤務学校職員	(地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている学校職員を含む。以下「育児短時間勤務学校職員等」という。）
	職務の級に対応する同表に掲げる額	その額

第13条第2項の表の第27条の5第2項、第27条の6第1項及び第2項並びに第27条の7第1項の項中「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同表の第27条の6第1項及び第2項並びに第27条の7第1項の項中

再任用短時間勤務学校職員	育児短時間勤務学校職員等	を
--------------	--------------	---

(定年前再任用短時間勤務学校職員	(育児短時間勤務学校職員等	に改め、同条第
------------------	---------------	---------

3項の表の第7条第1項の項及び第7条第2項及び第8条第2項の項中「その者」を「当該警察職員」に改め、同表の第8条の4第1項の項を削る。

第18条第1項の表の第3条の項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、同表の第3条及び第19条第1項第2号の項を次のように改める。

第3条、第19条第1項第2号及び第45条の2第4項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
---------------------------	---------------	------------

第18条第1項の表の第7条第1項の項及び第7条第2項の項中「その者」を「当該職員」に改め、同表の第28条第4項の項を削り、同表の第28条第5項の項中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号）」に改め、同表の第32条ただし書の項中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例」に改め、同表の第45条の2第4項の項を次のように改める。

第45条の2第4項	第7条から第8条の2まで、第3章	第3章
	第3章の4	第3章の4、第4章の2

第18条第2項の表の第8条第1項の項及び第8条第2項の項中「その者」を「当該学校職員」に改め、同表の第27条の5第2項、第27条の6第1項及び第2項並びに第27条の7第1項の項中

再任用短時間勤務学校職員	任期付短時間勤務学校職員	を
--------------	--------------	---

(定年前再任用短時間勤務学校職員	(任期付短時間勤務学校職員	に、「その者」を
------------------	---------------	----------

「当該定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同項の次に次のように加える。

第27条の5第2項	職務の級に対応する同表に掲げる額	その額
-----------	------------------	-----

第18条第2項の表の第27条の8の項を次のように改める。

第27条の8	第8条、第11条、第11条の2、第19条	第19条
	定年前再任用短時間勤務学校職員	任期付短時間勤務学校職員

第18条第3項の表の第3条第2項の項を次のように改める。

第3条第2項	法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された警察職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員である警察職員
第3条第2項及び第28条の3第2項	定年前再任用短時間勤務	任期付短時間勤務

第18条第3項の表の第7条第1項の項及び第7条第2項の項中「その者」を「当該警察職員」に改め、同表の第28条の3第2項の項を次のように改める。

第28条の3第2項	第7条から第8条の2まで及び第15条	第15条
-----------	--------------------	------

第18条第4項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

第19条中「の各号」を削り、同条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

附則第2項から第4項までを次のように改める。

（一般職員給与条例附則第21項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

2 育児短時間勤務職員等に対する一般職員給与条例附則第21項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（学校職員給与条例附則第18項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

3 育児短時間勤務職員等に対する学校職員給与条例附則第18項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該学校職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（警察職員給与条例附則第30項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

4 育児短時間勤務職員等に対する警察職員給与条例附則第30項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該警察職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附則第5項から第7項までを削る。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第15条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年長野県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第16条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表の第3条の項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、同表の第3条及び第19条第1項第2号の項を次のように改める。

第3条、第19条第1項第2号及び第45条の2第4項	定年前再任用短時間勤務職員	特定業務等従事任期付短時間勤務職員
---------------------------	---------------	-------------------

第9条第1項の表の第7条第1項の項及び第7条第2項の項中「その者」を「当該職員」に改め、同表の第28条第4項の項を削り、同表の第45条の2第4項の項を次のように改める。

第45条の2第4項	第7条から第8条の2まで、第3章	第3章
	第3章の4	第3章の4、第4章の2

第9条第2項の表の第8条第1項の項及び第8条第2項の項中「その者」を「当該学校職員」に改め、同表の第27条の5第2項、第27条の6第1項及び第2項並びに第27条の7第1項の項中

再任用短時間勤務学校職員	特定業務等従事任期付短時間勤務学校職員	を
--------------	---------------------	---

(定年前提任短時間勤務学校職員	(特定業務等従事任期付短時間勤務学校職員	に、「その者」を「当
-----------------	----------------------	------------

該定年前提任短時間勤務学校職員」に改め、同表の第27条の8の項を次のように改める。

第27条の5第2項	職務の級に対応する同表に掲げる額	その額
第27条の8	第8条、第11条、第11条の2、第19条	第19条
	定年前提任短時間勤務学校職員	特定業務等従事任期付短時間勤務学校職員

第9条第3項の表の第3条第2項の項を次のように改める。

第3条第2項	法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された警察職員	任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員である警察職員
第3条第2項及び第28条の3第2項	定年前提任短時間勤務	特定業務等従事任期付短時間勤務

第9条第3項の表の第7条第1項の項及び第7条第2項の項中「その者」を「当該警察職員」に改め、同表の第28条の3第2項の項を次のように改める。

第28条の3第2項	第7条から第8条の2まで及び第15条	第15条
-----------	--------------------	------

第9条第4項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(長野県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第17条 長野県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年長野県条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第23項」を「附則第7項」に改める。

(長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第18条 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この項及び第4項」を「この項」に、「第5条の3」を「第5条の3の2」に、「附則第23項から附則第25項まで、附則第30項及び附則第31項」を「及び附則第7項から第9項まで」に改め、「(以下「新条例等退職手当額」という。)」を削り、附則第4項から第6項までを次のように改める。

4から6まで 削除

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第19条 職員の再任用に関する条例（平成12年長野県条例第32号）は、廃止する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条中長野県職員退職手当条例第10条第4項の改正規定（「職員が、」を「職員が」に改める部分を除く。）及び同条第11項第5号の改正規定、附則第27項、第29項及び第34項の改正規定並びに附則第58項の規定は、公布の日から施行する。

2 第5条中長野県職員退職手当条例第10条第4項の改正規定（「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他他人事委員会が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会が定める職員が人事委員会が定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改める部分に限る。）は、令和4年7月1日から適用する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職給与条例」という。）附則第21項から第29項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

4 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（附則第39項及び第40項を除き、以下「暫定再任用職員」という。）のうち、短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」

- という。)は、改正後の一般職給与条例第3条に規定する定年前再任用短時間勤務職員(附則第57項を除き、以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、同条の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員のうち、暫定再任用短時間勤務職員以外の職員の給料月額、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の一般職給与条例第6条の2第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 6 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 7 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の一般職給与条例第6条の2第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の一般職給与条例第19条第1項及び第28条第2項の規定を適用する。
- 9 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の一般職給与条例第34条第2項の規定を適用する。
- 10 改正後の一般職給与条例第35条の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の改正後の一般職給与条例第36条第1項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年長野県条例第37号)附則第4項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 11 一般職の職員の給与に関する条例第7条から第8条の2まで、第3章、第17条の4、第3章の3、第3章の4、第5章の2及び第8章の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 12 附則第3項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 13 暫定再任用短時間勤務職員は、第4条の規定による改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。
(長野県職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)
- 14 暫定再任用職員に対する第5条の規定による改正後の長野県職員退職手当条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「常勤職員」とあるのは、「常勤職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。次項において同じ。)」とする。
(長野県学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 15 第6条の規定による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の学校職員給与条例」という。)附則第18項から第26項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している学校職員には適用しない。
- 16 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された学校職員(以下「暫定再任用学校職員」という。)のうち、短時間勤務の職を占める暫定再任用学校職員(以下「暫定再任用短時間勤務学校職員」という。)は、改正後の学校職員給与条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員(以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。)とみなして、同項の規定を適用する。
- 17 暫定再任用学校職員のうち、暫定再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員の給料月額は、当該暫定再任用学校職員が定年前再任用短時間勤務学校職員であるものとした場合に適用される改正後の学校職員給与条例第7条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用学校職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 18 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用学校職員の勤務時間を同条第1項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 19 暫定再任用短時間勤務学校職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務学校職員が定年前再任用短時間勤務学校職員であるものとした場合に適用される改正後の学校職員給与条例第7条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務学校職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により定められた当該暫定再任用

- 用短時間勤務学校職員の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 20 暫定再任用学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の学校職員給与条例第27条の5第1項から第3項までの規定を適用する。この場合において、暫定再任用学校職員（暫定再任用短時間勤務学校職員を除く。）に対する同条第2項の規定の適用については、同項中「同表に掲げる額に勤務時間条例第2条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務学校職員の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額」とあるのは、「同表に掲げる額」とする。
- 21 暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の学校職員給与条例第27条の6第1項及び第2項並びに第27条の7第1項から第3項までの規定を適用する。
- 22 長野県学校職員の給与に関する条例第8条、第11条、第11条の2、第19条から第22条まで及び第27条の2から第27条の4までの規定は、暫定再任用学校職員には適用しない。
- 23 附則第15項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用学校職員に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
(長野県警察職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 24 第7条の規定による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の警察職員給与条例」という。）附則第30項から第39項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している警察職員には適用しない。
- 25 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された警察職員（以下「暫定再任用の警察職員」という。）のうち、短時間勤務の職を占める暫定再任用の警察職員（以下「暫定再任用短時間勤務の警察職員」という。）は、改正後の警察職員給与条例第3条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務の警察職員（以下「定年前再任用短時間勤務の警察職員」という。）とみなして、同項の規定を適用する。
- 26 暫定再任用の警察職員のうち、暫定再任用短時間勤務の警察職員以外の警察職員の給料月額を、当該暫定再任用の警察職員が定年前再任用短時間勤務の警察職員であるものとした場合に適用される改正後の警察職員給与条例第6条の2第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務の警察職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用の警察職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 27 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用の警察職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用の警察職員の勤務時間を同条第1項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 28 暫定再任用短時間勤務の警察職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務の警察職員が定年前再任用短時間勤務の警察職員であるものとした場合に適用される改正後の警察職員給与条例第6条の2第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務の警察職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務の警察職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務の警察職員の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 29 長野県警察職員の給与に関する条例第7条から第8条の2まで及び第15条から第18条までの規定は、暫定再任用の警察職員には適用しない。
- 30 附則第24項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用の警察職員に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 31 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された企業職員（以下この項及び次項において「暫定再任用企業職員」という。）のうち、短時間勤務の職を占める暫定再任用企業職員は、第9条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める企業職員とみなして、同条の規定を適用する。
- 32 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第5条、第6条、第6条の3、第9条及び第10条の規定は、暫定再任用企業職員には適用しない。
(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)
- 33 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第12条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第12条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 34 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会が定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会が定める職にあつては、人事委員会が定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 35 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第33項の規定による勤務について準用する。
（職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）
- 36 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第41項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第33項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第41項、第42項、第44項、第45項、第47項又は第48項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 37 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第13条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新定年条例第14条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 38 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 39 暫定再任用職員（附則第36項、第37項、第41項、第42項、第44項、第45項、第47項又は第48項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 40 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 41 任命権者は、附則第36項の規定によるほか、県が加入する地方公共団体の組合（以下「組合」という。）における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 42 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第37項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職

に採用することができる。

43 前2項の場合においては、附則第38項から第40項までの規定を準用する。

44 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第36項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第13条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。附則第47項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

45 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第37項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第48項及び第57項において同じ。）に達している者（新定年条例第13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

46 前2項の場合においては、附則第38項から第40項までの規定を準用する。

47 任命権者は、附則第44項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第36項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

48 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第45項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第37項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第14条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

49 前2項の場合においては、附則第38項から第40項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

50 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

51 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

52 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

53 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

54 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第36項から第49項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第56項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

55 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

56 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第54項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

（職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

57 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日）をいう。以下この項におい

て同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会が定める短時間勤務の職(以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第13条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該人事委員会が定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会が定める者)を、新定年条例第13条又は第14条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員(以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会が定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会が定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

58 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

59 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

60 暫定再任用職員のうち、暫定再任用短時間勤務職員以外の職員に対する第15条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の適用については、同項第1号中「定めて任用される職員」とあるのは「定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。)を占める職員以外の職員を除く。)」とする。

人事課

個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布します。

令和4年10月20日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第38号

個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者をいう。

(条例個人情報ファイル簿)

第3条 実施機関は、規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイル(法第75条第1項の規定により個人情報ファイル簿を作成し、公表することとなるものその他規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について、次に掲げる事項を記載した帳簿(以下この条において「条例個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 当該実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目(次項において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(次号及び第7号において「記録情報」という。)の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 法第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

(9) 法第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨

(10) その他規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前項第5号若しくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等すれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(不開示とする理由がなくなる期日の明示)

第5条 実施機関は、法第82条第1項又は第2項の規定により、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定を通知する場合において、当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該期日を併せて通知しなければならない。

(費用の負担)

第6条 法第87条第1項の規定により地方公共団体等行政文書の写し等の交付を受ける者は、実費の範囲内において実施機関が定める費用を負担するものとする。

(開示請求に係る手数料)

第7条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、零とする。

(長野県個人情報保護審査会)

第8条 次に掲げる事項を行うため、長野県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定による機関として、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について審査(以下「審査請求の審査」という。)すること。

(2) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により実施機関又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人であつて、県が設立したもの(第11条第1項及び第4項において「県立地方独立行政法人」という。)から意見を聴かれた事項について審議すること。

(3) 個人情報の保護に関する事項について建議すること。

2 審査会は、5人の委員をもって組織する。

3 委員は、個人情報の保護に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第9条 審査会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第11条 審査会は、審査請求の審査を行うため必要があると認めるときは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関又は県立地方独立行政法人(以下「諮問実施機関」という。)に対し、保有個人情報(開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求の審査を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 審査会は、第8条第1項第2号の規定による審議又は同項第3号の規定による建議を行うため必要があると認めるときは、実施機関又は県立地方独立行政法人の職員その他の関係人に対して、意見若しくは説明又は書類の提出を求めることができる。

(委員による調査手続)

第12条 審査会は、審査請求の審査を行うため必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第13条 審査会は、法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定により審査請求人、参加人又は諮問実施機関から主張書面又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(当該主張書面又は資料を提出したものを除く。)に対し、当該主張書面又は資料の写しを送付しなければならない。

(審査請求の審査の手続の非公開)

第14条 審査会の行う審査請求の審査の手続は、公開しない。

(運営の委任)

第15条 第8条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第16条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、2万1,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限り。)

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 1万2,600円

(補則)

第17条 この条例の施行に関し、実施機関が保有する個人情報の保護について必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第18条 第8条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(長野県個人情報保護条例の廃止)

2 長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の長野県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第2条第3号に規定する個人情報の取扱いに従事していた同条第1号に規定する実施機関の職員である者若しくは職員であった者、同号に規定する実施機関の委託を受けて同条第3号に規定する個人情報を取り扱う業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の指定を受けて県の公の施設の管理に係る業務に従事している者若しくは従事していた者に係る旧条例第9条の規定によるその業務に関して知り得た同号に規定する個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日前に旧条例第10条第1項若しくは第2項、第23条第1項若しくは第2項又は第31条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する記録情報の開示、訂正及び利用中止については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前において旧条例第46条第1項に規定する長野県個人情報保護運営審議会の委員であった者に係る同条第6項の規定によるその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に旧条例第50条第2項の規定において準用する旧条例第46条第4項の規定により旧条例第50条第1項に規定する長野県個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)に任命されている委員は、第8条第3項の規定により任命されたものとみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、その者の旧審査会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

7 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第50条第2項の規定において準用する旧条例第46条第6項の規定によるその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

8 この条例の施行前に旧条例第38条第1項の規定により旧審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、旧条例第51条から第56条までの規定により旧審査会がした審査の手続は審査会がし

た審査の手續とみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 9 この条例の施行前にした行為並びに附則第3項、第5項及び第7項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する旧条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 10 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3の3中 「情報公開審査会の委員
個人情報保護運営審議会の委員」 を 「情報公開審査会の委員」 に改める。

(長野県景観条例及び長野県豊かな水資源の保全に関する条例の一部改正)

- 11 次に掲げる条例の規定中「長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

- (1) 長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第9条第1項
(2) 長野県豊かな水資源の保全に関する条例(平成25年長野県条例第11号)第11条
(長野県情報公開条例の一部改正)

- 12 長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第14条第2項第1号中「同条第3号ただし書」を「同条第4号ただし書」に改める。

(政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

- 13 政務活動費の交付に関する条例(平成13年長野県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「第3号」を「第4号」に改める。

(長野県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

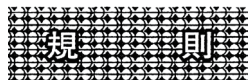
- 14 長野県公文書等の管理に関する条例(令和2年長野県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第2条第3号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。

第14条第1項第1号の「第3号」を「第4号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改める。

第19条第2項中「同条第3号ただし書」を「同条第4号ただし書」に改める。

情報公開・法務課



長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年10月20日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第10号

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

長野県職員の退職手当に関する規則(昭和50年長野県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条の3第2号中「附則第20項」を「附則第4項」に改め、同条第3号中「附則第21項」を「附則第5項」に、「退職手当条例附則第5項第1号」を「同項」に改め、同条第4号中「附則第22項」を「附則第6項」に改め、同条第5号中「附則第27項」を「附則第11項」に改め、同条第6号中「附則第28項」を「附則第12項」に改める。

第7条第1項中「の各号」を削り、同条第2項中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「」に「」に医師の証明書その他の前項各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び」に改め、同条第3項中「申出は、」の次に「当該申出に係る者が」を加え、同条第6項中「その旨」を「、その旨」に、「おいて」を「おいて、」に、「うえ」を「上」に改め、同項第1号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「うえ」を「上」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。